

1 目的

農作物共済の支払共済金に占める鳥獣被害の割合は依然と高止まりしているため、鳥獣被害防止施設（電気柵・ネット等の資材を用いて野生鳥獣の耕作農地への侵入を防止する施設又は設備をいう。以下同じ。）を設置する者に、その資材購入費用に対して予算の範囲内で損害防止補助金（以下「補助金」という。）を補助することにより、被害の防止施設の整備を促進し、被害率の低減を図ることを目的とする。

2 予算

この事業は下記の予算総額を超えない範囲とする。

予算総額：600 万円

3 補助対象者

補助金の助成を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は次のとおりとする。

（1）農業共済制度加入者

令和 8 年産水稻又は麦の加入者。

（2）収入保険制度加入者（過去に農作物共済加入実績のある者に限る）

下記の①又は②を満たす場合。

① 令和 8 年産水稻の本田移植期（直播をする場合にあつては発芽期）から収穫期（10 月末を超えた場合は 10 月末とする）までの間に保険期間が含まれる場合

② 令和 8 年産麦の発芽期（移植をする場合にあつては移植期）から収穫期（6 月末を超えた場合は 6 月末とする）までの間に保険期間が含まれる場合

（3）共同設置代表者

（1）又は（2）の資格者 2 名以上で隣接した圃場に一括で共同設置する場合の代表者。

4 補助対象農地

補助金の助成を受けることができる農地（以下「補助対象農地」という。）は、3 の補助対象者（共同設置代表者の場合は共同設置者を含む）が耕作している令和 8 年産水稻又は令和 8 年産麦の耕地とする。

ただし、組合での個別協議により隣接する農地（転作耕地等）を連続して設置する方が侵入防止効果の向上又は資材費の低減が図れると認められた場合は、その農地を補助対象農地に加えることができる。

5 補助要件

(1) 設置期間等の要件

- ① 令和7年11月から令和8年10月末日の間に購入した鳥獣被害防止施設であって、かつ、その期間内に補助対象農地に設置することを条件とする。

(2) 補助対象の鳥獣被害防止施設

耕作農地への野生鳥獣の侵入を防止するために設置する下記の施設及び設置に必要な資材を対象とする。

- ① 侵入防止柵：電気柵、ネット柵、ワイヤーメッシュ柵、金属柵、金網、トタン板、有刺鉄線
- ② 侵入防止ネット：防鳥ネット、防獣ネット、猿被害対策限定の防護用ネット類

6 補助金の額

(1) 補助金の限度

補助金額は、鳥獣被害防止施設に係る資材購入費用（設置費用は除く）の2分の1以内とし、千円未満を切捨てるものとする。

また、補助の限度は、対象者が個人である場合は35千円、共同設置代表者である場合は80千円とする。

ただし、2の予算総額を超えた場合は、一定の率を乗じて予算の範囲内に減額調整する。

(2) 関係機関から同種の補助金を受けている場合

国、県及び市町等の関係機関（以下「関係機関」という。）から同種の補助金を受けている場合は、組合の補助金と関係機関の補助金の合計額が資材購入費用（設置費用は除く）の総額（以下「費用総額」という。）を超える場合は、費用総額を上限として、組合からの補助金を調整して支払う。また、調整後の補助金の額は千円未満を切捨てる。

(3) 補助回数等の制限

補助の申請は、同一の補助対象者につき1年度1回限りとする。

また、補助事業の認定後、3年間は同一圃場で補助事業を申請することができないものとする。

7 補助金の申請・決定通知

(1) 申請書の提出

補助対象者は、補助金の助成を受けようとするときは、令和8年度農作物共済損害防止補助事業補助金申請書（様式第1-1号）（以下「申請書」という。）に下記の関係書類を添えて、令和8年10月末までに組合に提出しなければならない。

なお、特別な理由がある場合（例えば、JAで購入し引落しが11月以降になる等）は、領収書については12月末まで提出を猶予する。この場合、申請書提出時には見積書又は請求書等、購入内容が確認できる書類を添付するものとする。

(関係書類)

①鳥獣被害防止施設を設置した農地の一覧表(様式第1-2号)

②領収書(購入した事実が確認できる書類を含む)の写し

(機材内訳の記載が無い場合は内訳が確認できる見積書又は請求書等の写しを添付)

③鳥獣被害防止施設を設置した農地の見取図(様式第1-3号)

④設置した現地の写真(設置した施設と対象耕地が確認できるように撮影した日付入りの写真)

⑤関係機関から同種の補助金を受けている場合は、その内容がわかる通知書等の写し

(申請期限までに関係機関の補助金の額が確定しない場合は、申請時にその旨を申し出るとともに、金額確定後は速やかにその通知書等の写しを提出する)

⑥補助金振込口座指定書(様式第2号)

(農業共済組合登録口座以外の口座を指定する場合のみ添付する)

(2) 申請書の内容審査・支払決定通知

組合は申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で補助金の支払の適否を決定し、令和8年度農作物共済損害防止補助事業補助金決定通知書兼支払通知書(様式第3号)(以下「決定通知書」という。)により、その旨を補助対象者に通知する。

組合は内容の審査に当たっては、補助対象者から提出のあった鳥獣被害防止施設を設置した農地の一覧表(様式第1-2号)を補助対象年産に係る下記の書類と照合し、その写しを申請書に添付する。

農業共済制度加入者:農作物共済加入申込書兼変更届出書(耕地等情報含む)の写し

収入保険制度加入者:水稻生産実施計画書(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)第6の3の(1)の水稻生産実施計画書をいう。以下同じ。)の写し

(3) 補助金の支払

組合は決定通知書で指定した期日まで補助対象者からの問い合わせを受ける期間を設け、期日を経過した後、速やかに補助金を支払うものとする。(事業年度内)

補助金の支払は、補助決定者の農業共済組合登録口座への振り込みにより行う。

ただし、振込口座指定書(様式第2号)の提出があった場合は指定口座に振り込むこととする。

また、補助金支払時期に関係機関等からの補助金額(以下「他補助金額」という。)が決定していない場合、組合は予定額を調査し予定額で算出した金額を支払うものとする。

なお、他補助金額の決定後に補助金に差額が生じた場合は、差額の返還請求・追加支払いを行うものとする。

(4) 支払決定の取消及び補助金の返還

組合は補助決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の支払決定を受けたとき又はこの要領に反することが明らかになった場合は、この決定の全部又は一部を取り消すこととする。

また、上記により取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が支払われているときは、組合は補助決定者に対し期限を定めて返還を求めるものとする。

(5) 鳥獣被害防止施設の制限

補助金を受けた鳥獣被害防止施設は、補助金受領年産の翌年産から3年間はこの要領の目的以外使用、譲渡及び貸付をしてはならない。

(6) 農業保険の継続加入

補助金を受けた補助対象者が補助対象農作物を栽培する場合には、補助金受領年産の翌年産から3年間は補助対象農作物の農業保険に加入するものとする。

(7) その他

この事業の主旨に沿った範囲で、要領で定める事項以外の申請があった場合には、組合で協議しその可否を決定する。

附則 この要領は、令和8年度通常総代会の特別積立金取崩し議決後に施行する。